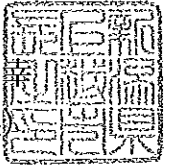


上防危第 39791 号
平成 24 年 11 月 6 日

浦川原区地域協議会
会長 藤田 宏^{マコト} 様

上越市長 村 山 秀
(防災危機管理課)



浦川原区の放置空き家対策について (回答)

平成 24 年 10 月 1 日付けで提出のありました「浦川原区の放置空き家対策」に関する意見書について、下記のとおり回答します。

記

市では防災や防犯上の観点から、「周辺に危害を与えるおそれがある空き家」について、必要に応じ注意看板の設置やロープによる立入制限など危険回避の応急的な措置を行うとともに、暴風や大雨の際には、現場確認を行うなど監視体制を強化しております。

全国では、空き家を適正に管理しなかった場合に勧告を行ったり、氏名を公表したりするなど、所有者等に改善を求め、改善されない場合には、行政代執行を行うとする、空き家の適正管理に関する条例を制定し、放置空き家の対策を行う自治体が増えつつあります。

しかしながら、所有者等が判明している空き家の場合には、定期的に適正な管理を促しておりますが、約半数は返答がない又は対応していただけない状況であり、所有者等の倫理の問題が大きいと強く感じております。

また、現在、所有者が不明・不在の場合に行政代執行がなされた事例はなく、全国で制定されている空き家条例が放置空き家の課題解決に向け実効性が高いとは言い難いと考えています。

これらのことから、まずは国が私有財産への積極的な関与など明確な指針を示し、特に緊急時に対応可能な環境を整える必要があると考えており、引き続き、国へ財政支援を含めた法整備を要望しているところであり、現時点では、これらの状況を見極めてまいりたいと考えているところです。